

第18回山口県人権施策推進審議会会議録

注) 発言内容に影響しない範囲で語尾等を修正しました。

○開催日時：令和6年5月28日(火) 午後2時から3時まで

○開催場所：県庁共用第3会議室（本館棟4階）

事務局 それでは、開会に先立ちまして、皆様方に会議の公開についてお諮りをしたいと思います。

本審議会は公開を原則としております。

審議の内容をまとめた議事録も公開とし、県のホームページにも掲載する予定としておりますので、議事録の作成に正確を期すため、審議内容については録音させていただき、また、会議の写真も撮らせていただきたいと思います。

また、一般の方や報道の方など傍聴ができることとなっております。

傍聴人は今はありませんが、報道の方で新聞1社ほどいらっしゃいます。カメラも入っておりますので、皆様御了承いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

あわせて、本日の審議会の成立状況について御報告を申し上げます。

委員15名中、12名の方が出席されており、過半数を超えております。

よって、審議会規則第5条の規定に基づき、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、ただいまから、「第18回山口県人権施策推進審議会」を開催させていただきます。

審議会の開催に当たりまして、山口県環境生活部部长 近藤和彦が御挨拶を申し上げます。

環境生活 皆さん、こんにちは。環境生活部部长の近藤でございます。

部 長 皆様方には大変お世話になっております。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私たちの身の回りには、いじめや虐待等の子どもの問題をはじめとした、様々な人権問題が依然として幅広く存在しておりまして、昨今におきましては、性の多様性に関する問題など、新たな人権課題も発生をしております。

このため、国では、昨年4月に「こども基本法」を施行するとともに、5月

には、いわゆる「LGBT理解増進法」を制定・施行しているところです。

県といたしましては、こうした社会情勢の変化を踏まえ、「山口県人権推進指針」において、改定に向けた取組を進める必要があると考え、当審議会においても、継続的に御審議をいただいているところでございます。

前回の審議会におきましては、改定指針の素案につきまして、様々な視点から御審議をいただき、多くの御意見、御提言をいただきました。

本日は、委員の皆様から頂いた御意見、御提言を踏まえ修正した改定素案をお諮りすることとしております。

どうか委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

事務局 年度が変わりまして、事務局職員に変更がありましたので、新たな事務局職員の紹介をさせていただきます。

環境生活部長の近藤でございます。

環境生活部長 どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局 副教育長の根ヶ山でございます。

副教育長 根ヶ山です。どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局 環境生活部審議監兼人権対策室長の河村でございます。

人権対策室長 河村です。どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局 それでは、議事に入らせていただきますが、審議会規則第5条第2項の規定により、議事は会長であります議長が進行することとなっておりますので、以後の議事進行につきまして、高田会長、よろしくお願いいいたします。

議長 高田と申しますが、よろしくお願いいいたします。

本日は、足元のお悪い中、というふうに御挨拶しようと思いましたが、雨が上がっておりますので。皆様には、大変御多忙の中を御参集いただきまして、ありがとうございます。

早速、議事に入りますけど、会議の終了時間は、午後3時30分の予定となっておりますので、どうぞ委員の皆様のお協力をよろしくお願いいいたします。

それでは議題1の「山口県人権推進指針の改定素案について」事務局から御説明をお願いいいたします。

人権対策 はい。それでは、議題の（１）の山口県人権推進指針の改定素案について、
室次長 資料１と資料２により説明をさせていただきます。

まず、資料１をご覧ください。１の「改定素案の修正について（案）」（１）素案の修正について説明をいたします。「第２－３本県の取組」の個所、資料２では３頁の下線部分でございます。「人権に関する県民意識調査」に係る記載を修正いたしました。「前回調査から１０年が経過したことから・・・再度実施したところですよ。」と記載しておりましたが、「社会情勢を踏まえ指針の改定を見据えた調査の実施との説明であったが、この記載は県民意識調査を１０年に１度行うとの誤解を招く。」といった意見がございました。このため、「新たな人権関連法の整備など、社会情勢の変化を踏まえ」を挿入いたしました。また、「調査の定期実施」についての御要望がございましたけれど、これまでの状況を踏まえ、「今後とも、必要に応じ、調査を実施する。」ことを記載したところでございます。

続いて、「高齢者問題」の個所、資料２では５頁の「現状と課題」について高齢化率について時点修正、また本年３月に「やまぐち高齢者プラン」を策定いたしましたので修正しております。さらに、７頁の下線部分「住民相互の支援活動を行うなど」を挿入しています。これは、「地域における支えあいの組織づくり」の内容を記述する必要があるとの意見に対応したものでございます。

次に、「障害者問題」の個所、資料２では８頁ですが、本年３月に策定した「やまぐち障害者いきいきプラン」を踏まえた内容に変更しております。

次に、「外国人問題」の個所、資料２では１１頁の下線部分、「外国人県民が包摂され」という記述が解りづらいという御意見がございましたので、「日本人と外国人がこれからの山口県を共に創る一員として」に変更いたしました。

また、１２頁の「大学や民間の関係団体等」は、大学の参加のハードルが高いことから「民間の関係団体等」に変更したところでございます。

次に、「罪や非行を犯した人の問題」、資料２では１３から１４頁でございますけれど、本年３月の「第二次山口県再犯防止推進計画」の策定を受け、同計画を踏まえた記述に修正しております。

次に、「犯罪被害者と家族の問題」、資料の２では１６頁でございますが、「基本方針から報道機関への対応」が削除されているとの意見がございましたので、今回追記しています。

次に、「プライバシーの保護」、資料の２では１７頁ですが、「個人情報の保護に関する法律施行条例」について具体的に記述してほしいとの意見がございまして、同条例第５条の内容を記載いたしました。

次に、「拉致問題」、資料の２では１８頁ですが、「嫌がらせ」を「差別」に変えてはという御意見がございました。「嫌がらせや差別」ということで、差別を挿入したところでございます。

次に、「感染症の問題」、資料２では１９頁ですが、「H I V感染者とA I D S 患者について正確に記載すべき」という御意見がございまして、「H I V

感染者とAIDS患者」の区分を明確にし、HIV感染の現状や、偏見や差別意識の払拭について追記いたしました。

次に、「ハンセン病問題」、資料の2では22頁ですが、国での施策提言を踏まえた記載を追記しております。

最後に、「性の多様性に関する問題」について、資料の2では23から25頁ですが、最新の状況等を踏まえた記述に変更しております。

なお、「感染症の問題」、「ハンセン病問題」、それから「性の多様性に関する問題」については、事前に送付した資料から、御意見等を踏まえて、更に変更しているところでございます。

続いて資料の1の1の(2)の「脚注による対応」です。脚注は、お手元の白黒のがございますが、指針の方をちょっと開いていただいたらと思いますが、1頁目から記載しておりますけれど、下の欄に用語解説を掲載しています。これによって対応を行うものでございます。

それでは、資料1と参考資料の方で、参考資料「脚注の記載内容」により説明をいたします。

まず、資料の1の1の(2)「第2-4人権課題等の状況」ですが、「アイヌの人々」について、説明が必要ではないかとの御意見があり、脚注に国の取組を記載いたしました。

次に「障害者問題」について「インクルーシブ教育システム」の内容についての記載が必要であるという御意見があり、その解説を記載したところでございます。

次に「同和問題」について「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化」について補足説明をとか、「差別の現状」の記述をといた御意見がございました。人権侵犯か否かを判断する権限を持っている山口地方法務局が発表する「山口県内の『人権侵犯事件』の状況(概要)」に示されている救済措置を講じた具体的な事例として「識別情報の摘示」がございましたので、それについて記載をしたところでございます。

次に「環境問題」について「地球規模での新たな課題の顕在」を具体的に記述して欲しいという意見がございました。「マイクロプラスチック等による海洋ごみ問題」について記載をしたところでございます。

最後に、「感染症の問題」について、「新興感染症」について詳しく記述してほしいという意見がございました。そのため、国立感染症研究所の見解を記載したところでございます。

以上で素案の修正についての説明を終わります。

議長 事務局の方から御説明をいただきました。

前回の審議を踏まえまして、素案の修正案等が提示されております。

それでは、委員の皆様から、この事務局案に対して、意見をいただきたいと存じます。御意見のある方はよろしく願います。

議 長 前回色々と御意見をいただきまして、それを踏まえまして事務局の方で修正案を取りまとめていただいておりますが、只今の御説明いただいた各項目につきまして、何か質問等、また御意見等ありましたらお願いしたいと思います。

馬場委員 はい。

議 長 じゃあ馬場委員さん、お願いします。

馬場委員 この内容じゃないんですけど、ちょっと新たに気づいた部分がございます、それでもかまいませんか。

議 長 はい、どうぞお願いします。

馬場委員 男女共同参画に関する問題の中なんですけれども、この中に、一つ入れてほしいというのがございまして、内容はですね、男女の賃金格差の問題でございます。依然として、なかなか解消されてないと。男女共同参画の推進法ができてから、もう25年以上経ちますけれども、賃金格差というものが、10ポイント位しか改善されていない。

いつになったらもうちょっと解消されていくのかというのが非常に気にかかることございまして、この部分を、ちょっと入れていただければな、と思います。以上です。

議 長 馬場委員さん、ありがとうございます。男女雇用均等とは言っても、なかなか女性との賃金の格差が、なかなか。事務局の方で何かお考えがあればお願いいたします。

議 長 事務局の方で少しお考えいただく間に、所管の担当課の方で何かお考えでもあればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

男女共同参画課長 男女共同参画課の植木と申します。

議 長 マイクをどうぞ御使用ください。突然の御指名ですので、どうぞ忌憚なく言っていただければ。よろしく申し上げます。

男女共同参画課長 今、御意見いただきました男女の賃金の格差については、依然とあるというのは認識しております。今、一部、資料の2でいいますと、4ページのウの方に、職場における課題という所で、そういった課題というのは挙げておりますので、認識はしているところでございますが、もうちょっと踏み込んだ内容についてというような御意見と思っております。よろしいでしょうか。

馬場委員 (うなずく)

男女共同
参画課長 はい、ありがとうございます。

議 長 ありがとうございます。突然指名しまして申し訳ありません。持ち帰ってまた御検討いただくというような答えであったと思いますが、馬場委員さんよろしいでしょうか。

議 長 はい。馬場委員からも御了承いただきましたので、また、前向きに御検討いただければというふうに思います。事務局の方で何か補足等あればお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議 長 特にないようでしたら、次の御意見を伺いたいと思いますが、何かお出しただいて、御意見、御質問等ありましたら、お願いいたします。

馬場委員 じゃあ、もう一つ。

議 長 はい。じゃあ、馬場委員さん、お願いいたします。

馬場委員 これ、中身というよりも形式上の問題なんですけども、指針っていう一冊の冊子の中に、指針の部分と本編資料と、同一に書かれているんですけども、これを指針の部分と本編資料と分離して、2冊にできないかという思いがあるんですけどね。指針にすると非常に軽やかに見れて、各家庭に配ってもいいような気がするんですが、その辺ちょっとお願いします。

議 長 馬場委員さん、ありがとうございます。形式上の問題という事で、指針、あるいは本編の資料について、別物なり、そういうふうな形はとれないだろうか、という御提案ですが、事務局の方で何かお考えがあればお願いいたします。

人権対策
室次長 はい。この点についてはですね、ずっと山口県人権推進指針というのは、本編資料もセットでということでやってまいりましたので、今後とも、同じようにやっていきたいなというふうに考えているところでございます。

議 長 はい、ありがとうございます。馬場委員さん、事務局から今の御回答ですが、いかがでしょうか。

馬場委員 はい、分かりました。

議 長 何か馬場委員さんの方で、各家庭等に配る、もう少し、簡単な部分の指針のまとめみたいなのが欲しいという御意見ではあったのかなと思いましたがけれど。

人権対策
室 次 長 概要版という形でのものがございますので。

議 長 ありがとうございます。概要パンフというものもあるということですので、是非そういうのも御活用いただいて、同和問題について、人権問題について、御理解いただけるといいというふうに思います。

議 長 その他、御意見ありませんでしょうか。

宮原委員 はい。

議 長 じゃあ、宮原委員さん、お願いいたします。

宮原委員 県身連の宮原です。障害者問題で、こちらの8ページですか、修正素案の右側の部分ですが、これの下から2行目、「『総合的かつ計画的な取組の推進』」とありましてね、その後で、また、一番下に「諸施策を総合的、計画的に進めています。」ということで、総合的かつ計画的というのが二重にあると思いますので、上のカッコ書きの部分というのは、無くても良いのかと思うのですが、いかがでしょうか。

障 害 者 支援課長 はい、障害者支援課長の西野と申します。御質問ありがとうございます。2回出てくるので、重複が気になるというお話だったかと思います。鍵カッコに入っている、下からの2番目の行ですけど、それは、やまぐち障害者いきいきプランの中の一つの柱といいますか、基本的視点という項目の名称でございまして、それらをプランとしてとりまとめ、諸施策を総合的、計画的に進めていきますということですので、文字面で見ると重複しているんですけども、実際の所は、ちょっと違った意味合いで使ってはおります。少し気になるというお話なので、どちらかという鍵カッコの中よりも、最後の着地の仕方といいますか、最後の表現を修正するということはできると思いますので、少し考えてみたいと思っております。ありがとうございます。

議 長 はい、ありがとうございます。宮原委員よろしいでしょうか。

宮原委員 はい。ありがとうございます。

議 長 それでは、その辺のところを、また御検討いただくという事にさせて

いただきたいと思います。

議長 その他御意見ありませんでしょうか。

梶野委員 すいません。

議長 では、梶野委員さん、お願いします。

梶野委員 障害者の方の項目の中で、修正の方ですね、やまぐち障害者いきいきプランに基づいて、というふうなことで、私もいきいきプランの概要を見させていただいて、私が一番重要だと思っているのは、やはり、障害への理解を深めて、共に生きる社会の実現ってということが一番重要じゃないかと思うんですね。色々な福祉の法的な精査、市町村代理、支援体制もできている中で、コロナ禍があって、2020年から各地域の、具体的に言えば、例えば支援学校では、以前は、コロナ前には、私萩の方の、萩総合支援学校っていうのがあったんですけど、そこでは、地域の方に障害者のそういう活動とか、そういうのを見てもらう、萩総祭りというのがあったんですね。でも、コロナがあってから、ずっと開催されなくて、少し緩和されてきて、色んな所でイベント再開されても、まだそういう支援学校の地域の人たちに触れ合うイベントっていうのは、学習発表会というはあるんですけど、地域に開かれた祭りっていうのは、やはり開催されない。今年もまだやるっていう話は聞いておりません。たぶん、どんな地域でもそういうふうなことはあるんじゃないかと思うんですね。そういうふうな中で、具体的に障害への理解を深めて、交流していく場づくりっていうか、そういったものは、やっぱり、子どもたちの時に、地域の中で子どもに触れてもらうっていう事が一番しっくりくるっていうか、理解が深まりやすいんじゃないのかなと思っております。私も育成会の活動をしている中で、色々そういうことをやっておりますけれど、やっぱり学校っていうのが、一番、やっぱり地域の中で、大事なんじゃないかな。ですから、ここにそういったものを入れるのは難しいですけども、県の方の皆さんの御理解の中で、学校関係へのそういったフォローアップといいますか、先生方のお仕事も大変だと思うんですけども、一番に障害児の方を見ていただいて、地域の中で障害者を理解してもらえ活動をしていくっていうことが、一番インクルーシブに繋がるんじゃないかというふうに思いますので、そんなことをお願いする意見でございます。

議長 はい、ありがとうございます。子どもたちの交流の場として、例として、萩総合支援学校の萩総祭りというのを御紹介いただきました。コロナ前はそういうふうな交流もあったけど、コロナ禍で中止になって、中々イベントが再開されないという御意見であったというふうに思いますが、是非、子どもたちの交流の場を設けて欲しいということで、特に記載等するわけではありませんが、

何かその辺りで、学校関係の方々に、是非ともそういう交流の場を再開してほしいという御要望であったというふうに思いますが、何か担当課の方で、御意見でもありましたらお願いしたいと思いがすが。

議 長 特にならうですが、要望等は承りましたので、是非、事務局等でも

事務局 はい。

議 長 お願いします。

事務局 担当課は特別支援教育推進室になるかと思いがすが、ちょっと来ておりませんので、御意見の方は事務局の方から、担当課の方にお伝えしてまいりたいと思いがすのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。よろしいでしょうか、梶野委員さん。

梶野委員 はい。

議 長 では、是非、事務局の方から、担当の方にお伝えいたしたいと思いがす。その他、何か御意見はありませんでしょうか。じゃあ、どうぞ数井委員さんお願いします。

数井委員 失礼いたします。素案の11ページの外国人問題の所なんですすが、他の素案の修正のところを見ますと、例えば、5ページの高齢者問題の所でしたら、令和2年が令和4年のデータに変えてあったりとか、それから、令和3年のが令和6年のやまぐち高齢者プランになっていたりとかいうふうにして、8ページもやっぱり同じようにデータとか、そういうものが新しい年度になっているんですが、実はですね、外国人なんですすが、今ここには令和5年の6月末で1万8千人を超えるというふうに書いてありますが、実は令和5年の12月末、令和5年末が、もう出ておりまして、そこでは、もう19,622人になっています。令和4年から5年の1年間でですね、外国人の人数が2,200人位、山口県で増えている、ずっと外国人の割合は、県民の1.3%位だったんですけども、もう1.5%という感じだと思います。今度、令和6年、今年の6月のが次に出るんですけども、恐らくこの増加の割合で行くと、もう2万人を超えることは間違いないだろうというふうに感じておりますので、データのものをより新しいものに変えていただけたらな、というふうに思っています。お願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。統計の数字ですので、日々変化してくと思いがすが、出来るだけ新しいデータを公開頂ければと思いがすが、これ事務局

いかがですか。

国際課長 国際課の村田と申します。お世話になります。

委員のおっしゃるとおり、外国人の方、非常に増えておりまして、データの方もどんどん新しいのが出ておりますので、新しい数字を更新できるタイミングがあれば、当然更新していきたいと思っています。

議長 ありがとうございます。数井委員よろしいでしょうか。はい。

変わりますので、何日付という事で、最新版の方を御記載いただけると思います。

その他、何か御意見はございませんでしょうか。

はい、じゃあ、川口委員さん、お願いします。

川口委員 今回は全文が無かったので、修正の所だけでしたので、以前の委員された方は全文そのものの案あると思うんですけど、そちらの方の議論もいいですかね。

議長 はい。

川口委員 あるとすれば、今日お配りになっている人権指針の、この方が基本で、修正のところだけ、今ここに反映しているということですよ。一つ気になっているのが、2ページの、今回のこの案にいきましょうか。今回の修正の2ページのところです。国内の動向のところ書かれているんですけども、最後の方、『また、平成28年12月には、SDGsの達成に向けた具体的な取組を進めるため、「持続可能な開発目標実施指針」が策定されました。』、ここで終わってまして、前回のもずっと時系列に、ずっと色々な国内の動向を書いています。

一つ入れていただきたいなっていう要望として、ビジネスと人権っていうキーワード、国連がこのビジネスと人権に関する指導原則というのを発表し、政府と企業はこれから、ちゃんとこのビジネス国家に向け、人権問題に取り組もうと、ジャニーズの問題でもそうですし、ダウタウンのまっちゃんの問題もそうなんですけど、企業がちゃんと企業活動において、人権尊重の取組をするんだと、研修とか、人権リスクを減らすデュー・ディリジェンスという形で言われてまして、取り組むんだっていうことが言われてますので、企業啓発、企業の社会的な人権の取組だとか、役割が、政府もガイドライン、行動計画を作って、経団連もそういう方針を持って取り組んでいますので、山口県においても、これまでも企業の取組はされてきましたけれど、新たにステージが変わったと。企業自身が、県の指針のように、各事業者が指針を持って、対外的にちゃんとアピールをして、人権リスクがあればちゃんとそれを見直さなさいということと言われていますので、ビジネスと人権というキーワード、動きというのを、是非、指針、今回改定の中で新しい時代の流れですよ、そういうことを入れ

ていただけないかなってというのが一つです。

もう一つが、今の指針の26ページ、すいません、見てください。

インターネットにおける問題というのが現行指針にあるんですね。5月の10日でしたかね、プロバイダ責任制限法というのが改正されて、2年前に改定したのが発信者の開示。匿名の発信者に対して、誹謗中傷を受けた被害者が、訴えようとしても匿名だからなかなか相手が分からないと。これするのに匿名を突き止めるために、まず、相手のIPアドレスの開示の裁判をして、IPアドレスが分かると、今度は、それを持って各プロバイダにこの人誰か教えてと、2回の裁判、これを簡素化しようというふうに1回になったんです。今回は、プラットフォーム、情報を提供しているプラットフォームに、削除ガイドラインをちゃんと明示しなさいと、こういった投稿は規約違反で誹謗中傷です、差別投稿ですと、こういうのがあったら私たちは消しますよということを、削除ガイドラインを策定して公表する。で、被害者から、通報があった場合は、消してくれと要請があった場合は、約2週間程度なんですけど、2週間以内には判断して、被害者に消しますとか、消せませんとか、発信者に対しても、消しました、消しませんっていうのをやりなさいと、いうことをちゃんと取り組みなさいと、で、これ大手の企業が対象になってますけど、そういう義務に従わない場合は、1億円以下の罰金と、課金されるというかなり大きな法改正がありました。これ、今、インターネットの誹謗中傷の問題で、県民も、個人レベルやいじめでも、様々な人権問題、同和問題もそうなんだけど、削除できないと。個人がX社とかユーチューブ社とか、いくら消してほしいと通報してもなかなか消えない。ほんとうに多くの相談が寄せられていますので、こういった被害者、ネットに苦しむ被害者の問題を、このインターネットにおける問題のところ、是非、国も動いていますので、この誹謗中傷、人権侵害、ネット上の、いう問題を、問題意識と、こういう法律が動いてると、いうことで県としてもこういう問題しっかり対応していきたいとか、何かこういうのが、ネットにおける問題、人権問題が最も注目されていますので、この辺も反映いただけたらなというのが2点目です。

すいません、3点目が、ハンセン病問題の修正の所です。この修正素案のページで21ページでしたね。ハンセン病問題の修正で、(1)追記されたところですよ、「ハンセン病の患者・元患者とその家族等への偏見や差別の解消のため、他都道府県を取組を情報収集し、より良い方法を検討し」取り組むうんぬんとあるけれど、市町との連携、山口県が市町と、このハンセン病差別の家族に対しても偏見除去をですね、差別や偏見を除去する義務があるんだと、国は。これを放置してきたことが、今回の総括ありました。県としてもこのハンセン病差別を解消するための偏見や差別解消の取組はやっぱり必要だし、市町もこの取組は求められていると思うんですね。ですからその市町との連携っていうのを、しっかり入れていただきたいというふうに思っています。この間、各市町でハンセン病問題の相談、どこ行ったらいいのっていうと窓口が無かったんですよ。福祉系のこういう患者さん、元患者さんとの関係だった

ら保健所で、とか。で、啓発は？って言ったら人権部署があるけれども、どこがやるの、とか。まず連携取れてませんでしたので、この教育や啓発、被害者救済、相談を含めてですけど、市町と県の連携っていう文言を是非追記いただきたいということが要望と。以上3点の、でございます。

議 長 はい、川口委員ありがとうございました。

3点御指摘をいただきました。最初が指針の中の国内の動向という事で企業への啓発問題、ビジネスと人権というような文言がある方がいいのではないかと、これは何ページになるんでしょうか。ビジネスと人権という文言があるのではないかと、ということでしたが。

次にインターネットに関して、誹謗中傷に関して人権侵害に至っているという事で、プロバイダ責任制限法の、国の法律の改定も進んでいるということですので、その辺りの所を御検討いただきたいということだったと思います。

そして3番目がハンセン病の所で、県と市町との連携をもう少し記載していただいた方がいいのではないかと、市町の窓口も非常にあいまいになっているというような御指摘をいただいたと思いますが、以上3点、事務局あるいは所管の課で何か御意見があればお願いします。

人権対策 室 次 長 はい、最初のビジネスと人権の所でございますけど、前回見直し素案をお示ししたところなんですけど、第5の推進体制の所の1のそれぞれの取組、その中の(4)企業の取組の所にですね、「国においては、企業活動における人権尊重の促進を図るため、ビジネスと人権に関する行動計画を策定しています」ということで、そちらの方に記載させていただいたと。

議 長 今御説明いただいているのは、資料2の何ページですか。

人権対策 室 次 長 資料2じゃなくてですね、前回の資料でございます。

議 長 分かりました。まず1のビジネスと人権という所の御指摘は、そういうふうな御説明ですが、川口委員よろしいでしょうか。

川口委員 そうですね、ちょっと手元にないので他の委員さんも位置づけが分からない方もいるかと思いますが、できたらもっと上部概念の方ですね、個別じゃなくて上部の方で入れていただきたいなっていう思いがありますので。そちらはもちろんOKなんですけども。上部の方っていうのかな。

人権対策 室 次 長 内部でもちょっと検討したんですけれども、企業の方で取組を進めていただきたいといったところがございまして、推進体制の方にそのことを入れたという考えでございます。

今、前回の資料を使った御意見もございますので、前回お示しした見直しの対照表をお配りします。

議 長 前回の資料の何ページ。

人権対策 12ページでございます。
室次長

議 長 12ページですね。はい。今資料を配布いただきましたので、12ページを御参照いただきまして、先程の説明の内容があります。そういう形で、前回そういう結果もありまして、企業に対しては、そういうふうな取り組みをお願いしているという事でした。川口委員、今の1番のビジネスと人権という文言につきましてどうですか。

川口委員 ここ、確かに分野別っていうか、そこに入っているんですけど、企業の取組。僕は、もっとやっぱり国連の動きっていうのは、SDGsとビジネスと人権というのはセットで議論されてまして、企業活動、環境問題もそうなんだけど、人権侵害であるっていうことで、もっと上部体系、国連の指導原則も入っていますから、この下に入ってもいいくらい。国連とか、国内動向位の。人権に関してもフェーズが変わったので。僕の思いとしてはやっぱり企業レベルの取組じゃなくて、様々な世の中の人権の基準が変わってきているところなので、僕は2の国内動向くらいにバシッところ、入れていただく。国連の動きのところにもちょっと入れていただく。いくつも入っていいかなと思うくらいです。

議 長 はい、ありがとうございます。また御意見をいただきましたので、事務局の方でまた御検討いただきたいと思います。次に、インターネットの誹謗中傷の問題というのがありましたけれど、これについて。

人権対策 はい、確かに5月10日に参議院の方で、情報流通プラットフォーム対処法
室次長 という形で可決されたということは存じておりまして、ただ、対象となる事業者の範囲とかですね、それから、施行期日については政令で別に定めるといった状況でございました、詳細な内容について現在不明な所もあります。ですので、今回修正素案には反映できてないんですけども、今後そういうことが分かり次第、修正していきたいな、というふうに考えております。

議 長 川口委員、よろしいですかね。じゃあ、3番目のハンセン病について御説明
お願いしたいと思います。

健康 はい、担当課の健康増進課の課長をしております小林と申します。川口委員、
増進課長 御意見ありがとうございます。資料2の22ページのハンセン病に関する施

策の部分ですが、1番の正しい知識の普及啓発の所に関しては、おっしゃられるとおり、確かに市町の役割と県との連携等のことも記載が入っておりませんでしたので、その偏見除去や差別解消に向けて市町との連携についてということについては、入れることを検討させていただきたいと思っております。2番の福祉対策等に関しましては、この度、市町との連携という辺りを入れておりますが、1番に関しても検討させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

議長 御説明ありがとうございました。具体的な御回答いただいたと思いますが、川口委員、よろしいでしょうか。

川口委員 はい。

議長 では、持ち帰っていただいて、御検討をよろしくお願いしたいと思います。

鈴木委員 はい。

議長 鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 すいません、弁護士会の鈴木です。お礼と1点相談なんですけれども、お礼は、性の多様性に関する問題、それから、感染症の問題に関する修正案を整理していただきありがとうございました。質問というか相談というか、今、川口委員からの質問を聞いていて私も気になったんですけれども、パワーハラスメントという言葉が出てくるのですけれども、これまでの指針の方の、前の版の、パワーハラスメントの定義が5ページの注釈11番で出てくるのですけれども、この間ですね、2019年に国連のILO、撤廃に関する条約を日本で採択した上で、その後、国内法として労働施策総合推進法が改正されたという流れがありまして、厚生労働省もガイドラインでパワーハラスメントについて条文の更なる具体的な解釈を示すということが出ているんですけれども、これって注釈変えたんです。ってというのが、この前まで気づいてなかったんで、すいません、質問は出てなかったんですけれども、どうでしょうかね、っていう、その注釈11変えますかって、変えなきゃいけないんじゃないですかっていう話と、ILO190号条約であったりとか、労働施策総合推進法改正については、性の多様性についての所では、触れられてはいるのですけれども、そこだけでいいのかなっていうのが。今日配られた資料2の23ページに、労働施策総合推進法の改正については触れられているんですけれども、パワーハラスメントという言葉自体が、他にも出てくるので、もうちょっと上位的な項目で労働施策総合推進法の改正について触れておかないといけないのではという気になってしまったので、すいません、ご相談です。

議長 ありがとうございます。性同一性障害の記載については、それでよいということで、今のパワハラの説明につきまして、色々情勢も変わってきたりしたので、注釈あるいはパワハラの定義はこれでいいのかっていう質問ですが、事務局の方で何かお答えがあれば。

人権対策 そうですね。注釈についてはちょっと御指摘を受けて検討していきたいなど
室次長 というふうに考えております。

議長 ありがとうございます。じゃあ、その辺のことも加えていただいて、より正しい、最新の定義にさせていただくということにしたいと思いますが、鈴木委員それでよろしいでしょうか。

鈴木委員 推進法の説明はそこだけでいいんですかね。個別の項目、性の多様性に関する問題だけにしか出てこなくて、パワーハラスメントという言葉自体は、もっと他にも出てくるんですよね。先ほどの男女共同参画のところであったりとか出てるんですけども、そもそも改正がなされたという法改正の経緯の説明の所、例えば国内の動向であったりとか、そういった所に無いと、なんか突然出てきた感じがするんですけど、どうですかね。

議長 いかがでしょうか。

人権対策 国内の動向の所で入れられるかどうかという検討はしてみましよう。
室次長

議長 ありがとうございます。ハラスメントに関しては、また、パワハラに関しては、非常に歴史的にも企業の中で多く取り上げられてきたりして、また、法律もできましたので、最新情報を御紹介いただけるといいと思います。また事務局の方で、その辺は精査していただいて。

人権対策 ちょっと付け加えるとですね、一応、内部でも、その辺も考えて、「その後
室次長 も、様々な人権に関する社会問題の解決を図るため、個別の人権関連法の整備が行われています。」という記述をした上で、それは別添で付けようということで、その中に法律として挙げてはいるんです。

鈴木委員 それは、資料配られていますか。

人権対策 前回、年表を配っていると思うんですが。
室次長

議長 ありがとうございます。

人権対策 室次長 この間、たくさんの法律ができていますので、全部挙げるといふ訳にも、と
いうところで、こういう表現をさせていただいた上で、別に表でまとめたとい
うところがございます。

議長 鈴木委員さん、よろしいでしょうか。

鈴木委員 パワーハラスメントについての注釈の変更を見てからまた考えて、必要があ
れば言いたいと思います。

議長 ありがとうございます。注釈の文言を見ていただいて、また御意見をいただ
きたいと思います。事務局それでよろしいですかね。はい。

川口委員 よろしいですか。

議長 はい。川口委員、お願いします。

川口委員 パワハラ防止法の改正、先程言われた法律ですけど、LGBTQ、性的なマ
イノリティに対するアウティング行為、これもパワハラに当たるんだというこ
とが例示されて、もう1個、レイシャルハラスメント、レイシャル、人種的な
嫌がらせ、外国人労働者とか、外国にルーツを持つ人に対する、こういったハ
ラスメントも職場におけるパワハラに当たるんだっていうことが新たに、特徴
的にこの法律のポイントですので、是非この注釈の中では、外国人差別にも繋
がりますので、LGBTの問題と、このレイシャルハラスメント、外国人差別
ってものを、しっかり例示の中で、この法律の説明で、しっかり特徴的な所と
して入れていただきたいというのが私としての要望になります。

議長 はい。川口委員の方から、外国人差別の問題について例示いただきたいとい
う要望ですが、事務局いかがですか。

人権対策 室次長 注釈の中で考えていきたいと思っております。

議長 川口委員、それでよろしいですか。

川口委員 はい。

議長 はい、じゃあ注釈の中で御検討いただきたいと思います。
その他、ありませんでしょうか。
鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 やっぱり、今言っておかないと忘れちゃいそうだから。
男女共同参画の所なんですけども、性犯罪の法改正が盛り込まれていないのはちょっと、と思ったんですけど・・・犯罪被害者支援の所ですかね。
性犯罪被害については、今日配られた資料の16ページの、この素案にはですね、性犯罪の話は出てはいるのですけれども、不同意性交等罪等、構成要件も新しいものが創設されるなど、刑法の改正がなされておりますので、その記述を入れていただいて、それを踏まえて被害者支援を行うということが分かるように繋げていただく方がいいのかなあ、って思ったりもしたんですけども、その辺りの刑法改正については、年表に挙がっているのでしょうか。
本文で記述を修正することも考えられるのでしょうか。

議長 ありがとうございます。性犯罪に関してということで、様々な法律が変わっていますし、解釈も変わり、不同意性交等というふうに変更なんかもしていますし、その辺のところをどういうふうに取り入れるかっていうのか、ということと思いますが、事務局の方で何かお考えがあれば。

議長 教育現場なんかでもかなり法律が変わってきたりしていますし、子どもの性被害を守るという部分で色々あります。鈴木委員、何かこの項目に具体的にどのような御指摘はありますでしょうか。

鈴木委員 具体的に申し上げますと、例えば今日の資料にも15ページで、犯罪被害者と家族の問題のうち、「1 現状と課題」という所がありますので、ここに国の法律の制定経緯が書かれていますから、その中に刑法改正の話を盛り込むというのが考えられるのかなあと思うんですけども、少なくとも。

議長 性犯罪で、もし子どもの場合は、虐待の問題もあって家族からの虐待もありますので、性被害、性犯罪の部分がどこに入れていくか。

鈴木委員 そうですね、県は今、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター「あさがお」を運営していらっしゃいますけれども、その話と繋いだ記述がないのかな？あるのかな？せつかく運営してらっしゃるのにな、と。すいません、後から気づいて申し訳ないんですけども。

議長 「あさがお」との関連、とかいう文言で。
性被害の問題は、被害者の方が二次被害を受けるとかですね、色々な問題がありますので、そういう形で理解なり、被害にあった方が差別を受けないようなことが非常に重要だと思いますが。
事務局の方ですぐ御回答があればお願いしたいと思いますが、特に無いようであれば、また、御検討いただくということでもよろしいですか。

人権対策 そうですね、ちょっと検討させていただきたいと思います。
室次長

議 長 はい。鈴木委員よろしいですかね。
はい、ありがとうございます。

議 長 色々と御意見をいただいておりますが、是非、発言しておられない委員の方も是非、感想でも結構ですので、お伺いできればいいと思いますが。

議 長 よろしいでしょうか。
はい、じゃあ、川口委員お願いします。

川口委員 先程ちょっと意見があったんですけども、この指針のレイアウトの問題ですよ。最初に全体があって、分野別があって、最後にこの本編資料っていうのかな、資料編があるっていうことなんですけれども、この資料の中に、例えばその、人権意識調査、県民の意識調査を2019年かな、されてるかと思うんですけども、その概要版でもいいので、そういうのを載せることが、ページ数の問題であると思うんですけど、できないのかなっていうのが1つあります。

県民意識調査、前回やったやつの結果が、それぞれの分野別の課題に対して、こういう差別が起きているとか、こういう問題があるとか、結構あったので、パーセンテージも数字も。もし、そういうのがあると、この1冊自体が、こういう実態があって、それを克服するためにこういう方針で取り組んでいるっていうのが、学習資料にもなるので、もしページ数可能であったら、概要版みたいな形で入れるのが可能かどうかですね。

人権対策 これも馬場委員さんへの回答と一緒になりますけれども、今まで指針はこ
室次長 う形でやってまいりまして、改定をした時に、県民意識調査というのもやって
いますけれども、それについて、これにプラスしたということは無いので、指針
はこういう形でこれからもやっていきたいなというふうに思っています。

意識調査について、確かに取りまとめはしておりますけれども、その事について、
どういうふうな形で、研修とかで入れるかどうかっていうのは検討してい
きたいとは思っておりますけれど。

議 長 また事務局の方で提案事項、検討も加えていくという回答だったというふう
に思います。

方針としては、従来の方向でまとめていきたいということですが、また、レ
イアウト等も検討するという御回答で川口委員よろしいでしょうか。

川口委員 そうですね、例えば県内の市町が人権指針を今、策定されていまして、宇部

市さんなんかもそうなんですけれども、グラフで簡単にそれぞれのテーマの所にね、意識調査の結果なんか、概要をね、それぞれのテーマ別に載っているの、こういう児童虐待ってのはこういう状況なんだ、とか、それぞれの課題の所ね、こういうなんだって、結構、分かりやすいので、あって良かったな、って思ったから提案したところだったんです。

空きスペースとかあるから、何か上手にそこで一つでも二つでも入れれると、せっかくやったデータで、それぞれ課題別の現状が載っているの、いいな、と思ったの。まあ、そこはお任せしますので。レイアウトもあると思いますけれども。

議 長 宇部市の資料が非常に分かりやすいという御意見をいただきましたので、また、その辺も参考にさせていただきながら、事務局の方で御検討いただくという事でよろしいでしょうか。

はい。

では、その他ありますでしょうか。

議 長 よろしいでしょうか。

議 長 よろしいですかね。

特に御意見が無いようなので、この件につきましては、この位でよろしいでしょうか。

特に御意見がないようでしたら、議題1、山口県人権推進指針の改定素案については、本日皆様から御意見をいただきました。多少の修正や、事務局での検討なり、御意見をいただきましたので、その辺の修正部分や御提案いただいた、あるいは要望いただいた部分につきましては、会長と事務局に一任いただきまして、改定素案を取りまとめさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

議 長 ありがとうございます。御了承いただきましたので、事務局から、今後のスケジュールについてお願いできますでしょうか。

人権対策 はい。今後の予定でございますけれど、本日御了承いただいた改定素案につ
室 次 長 きましては、県議会への報告や、パブリックコメントの実施を考えており、また、必要に応じ、素案を修正しまして、8月末か9月初旬に開催を予定しております次期審議会にて、改定案の審議をいただければと思っております。

議 長 ありがとうございます。お話があったように8月末、あるいは9月初旬に開催予定しておりますということで、次回の審議会に改定案をまた御審議いただ

くという事で、事務局から今後のスケジュールを示していただきましたので、その日程に従いまして進めていきたいと思ひます。

それでよろしいでしょうか。

議 長 ありがとうございます。

事務局におかれましては今後、改定案の作成につきまして、お願いを申し上げます。それでは次回は、改定案について審議をすることといたしまして、委員の皆様方には、引き続き御協力をお願いしたいと思ひます。

議 長 議題1が終わりまして議題2、「その他」に移りますが、事務局の方で何かありますでしょうか。

人権対策 よろしいでしょうか。

室次長

議 長 はい、どうぞ。

人権対策 次回の審議会は8月末から9月初旬に開催ということで申し上げましたけれども、時期が近付いておりますので、この場で皆様の御予定を確認させていただければと思っております。

室次長

開催候補日を記載した日程調整表をお配りしますので、現時点での予定を御記載いただき、お帰りの際に事務局にご提出いただければと思ひます。

なお、この場で御予定が不明の場合は、お手数ではございますけれども、お持ち帰りいただいて、ファックス等でお送りいただければと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 はい、事務局から次期開催の予定のお知らせがありました。帰りに分かる段階で御記載いただきたいと事務局からの願ひでした。事務局その他に何かないでしょうか。

議 長 それでは時間は少し早いのですが、大変貴重な御意見をたくさんいただきまして、また、事務局、あるいは所管の課から、たいへん分かりやすく御回答いただきまして、議事が非常にスムーズに運びました。予定の時間を余らせておりますが、ぼちぼち終わりたいと思ひますが、委員の皆様には議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、事務局の方にお返ししたいと思ひます。

事務局 高田会長ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、環境生活部長の近藤から、一言お礼を申し上げます。

環境生活 委員の皆様方、大変お疲れさまでした。
部 長 終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げます。
高田会長さんにおかれましては、円滑な議事進行をいただきまして、ありがとうございました。大変お疲れさまでした。
本日の指針の改定素案につきまして、委員の皆様方に、大変熱心な御審議をいただきまして、色々御意見はいただきましたけれど、大枠については御了承をいただけたのかな、というふうに受け止めております。厚くお礼申し上げます。
御審議をいただいた素案につきましては、事務局で更なる修正、字句の修正等した上でパブリックコメントにより県民の皆様御意見を伺った後、次回の審議会におきまして改定案として審議をお願いしたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局といたしましては、今後とも、指針改定に向けて、鋭意努力してまいります。引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。
本日は、大変ありがとうございました。

事務局 以上を持ちまして、第18回山口県人権施策推進審議会を閉会いたします。皆様大変お疲れさまでした。ありがとうございました。